

(収入支出等の報告)

第十一条 基盤機構は、毎月、収入及び支出について、第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、こども家庭庁長官に報告しなければならない。
(事業報告書)

第十二条 法第七十一条の十九第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、基盤機構の設立の根拠となる法律が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)である旨、支援納付金関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁がこども家庭庁である旨

〔二・三 略〕

四 基盤機構が対処すべき課題(支援納付金関係業務に係るものに限る。)

(会計規程)

第十七条 基盤機構は、支援納付金関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの府令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 基盤機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項についてこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 基盤機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なくこども家庭庁長官に届け出なければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この府令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(令和八年十月一日)から施行する。

府令・省令

○内閣府
文部科学省
省令第五号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)及び医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十七号)の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和八年政令第三百十一号)の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月三十日

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
文部科学省
自治省
地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年文部省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(収入支出等の報告)

第十一条 支払基金は、毎月、収入及び支出について、第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、こども家庭庁長官に報告しなければならない。
(事業報告書)

第十二条 法第七十一条の十九第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)である旨、支援納付金関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁がこども家庭庁である旨

〔二・三 同上〕

四 支払基金が対処すべき課題(支援納付金関係業務に係るものに限る。)

(会計規程)

第十七条 支払基金は、支援納付金関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの府令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項についてこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なくこども家庭庁長官に届け出なければならない。

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 藤井比早之

文部科学大臣 関 芳弘

(埋葬料及び家族埋葬料)

第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(組合員が死亡した場合にあつては当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあつては当該被扶養者の個人番号を除く。)を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

〔一〇七 略〕

(出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法)

第百六十二条の八 [略]

2 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された組合及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が主務大臣の承認を受けて算定する額とする。

(法第四百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)

第百六十五条の二 法第四百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一〇三 略〕

四 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

〔五〇十三 略〕

〔2 略〕

(組合役職員等の範囲)

第百七十九条 法第四百四十一条第一項又は第二項に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者又は常時勤務に服することを要する連合会(同項に規定する連合会をいう。以下この条において同じ。)の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者とし、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。)を含むものとし、次項に掲げる者を含まないものとする。

〔一〇四 略〕

五 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない組合又は連合会に使用され、組合又は連合会から給与を受ける者のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること

(埋葬料及び家族埋葬料)

第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(組合員が死亡した場合にあつては当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあつては当該被扶養者の個人番号を除く。)を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

〔一〇七 同上〕

(出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法)

第百六十二条の八 [同上]

2 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された組合及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ社会保険診療報酬支払基金が主務大臣の承認を受けて算定する額とする。

(法第四百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)

第百六十五条の二 [同上]

〔一〇三 同上〕

四 社会保険診療報酬支払基金

〔五〇十三 同上〕

〔2 同上〕

(組合役職員等の範囲)

第百七十九条 [同上]

〔一〇四 同上〕

五 [同上]

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること

〔削る〕

□ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ロに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

〔2〕4 略

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の二 法第四百一条の二に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第二号から第四号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く）を含むものとし、次項に掲げる者を含まないものとする。

〔一〕三 略

四 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること

〔削る〕

□ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ロに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

〔2〕略

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の三 法第四百一条の三に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する地方独立行政法人法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第二号から第四号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く）を含むものとし、次項に掲げる者を含まないものとする。

〔一〕三 略

四 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、次のいずれにも該当するもの

〔イ〕略

〔削る〕

□ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ロに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

〔2〕略

□ 報酬月額（健康保険法第三条第一項第九号ロに規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。次条第一項第四号ロ、第百七十九条の三第一項第四号ロ及び第百七十九条の四第一項第四号ロにおいて同じ。）について、法第四十三条第八項及び令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと。

〔2〕4 同上

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の二 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額について、法第四十三条第八項及び令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと。

〔2〕同上

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の三 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

〔イ〕同上

ロ 報酬月額について、法第四十三条第八項及び令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

〔2〕同上

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）
第百七十九条の四 法第百四十一条の四に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する地方独立行政法人法第十二条に規定する役員及び職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第二号から第四号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。）を含むものとし、次項に掲げる者を含まないものとする。

「一、三 略」

四 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、次のいずれにも該当するもの

「イ 略」

「削る」

ロ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生
その他の健康保険法第三条第一項第九号ロに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

〔2 略〕

附 則

（令附則第四条第二項の規定による組合員の資格取得の申出）

第四十条 令附則第四条第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を特定組合（同条第一項に規定する特定組合をいう第二号及び次条において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

一 申出に係る者の氏名、住所及び生年月日

二 その他特定組合が必要と認める情報

（特定減額特例対象組合員の資格喪失の申出）

第四十一条 令附則第四条第五項に規定する特定減額特例対象組合員の同項の規定による資格喪失の申出は、当該申出に係る組合員の氏名、住所及び生年月日を記載した申出書を特定組合に提出することによつて行うものとする。

（令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第一項に規定する主務省令で定める者）

第四十二条 令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第一項に規定する主務省令で定める者は、第百七十九条第一項第五号、第百七十九条の二第一項第四号、第百七十九条の三第一項第四号又は第百七十九条の四第一項第四号に掲げる者とする。

（令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第七項から第九項までに規定する主務省令で定める者）

第四十三条 令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第七項から第九項までに規定する主務省令で定める者は、第百七十九条第一項、第百七十九条の二第一項、第百七十九条の三第一項又は第百七十九条の四第一項の職員に準ずるものとして主務省令で定めるものとする。

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）
第百七十九条の四 〔同上〕

「一、三 同上」

四 〔同上〕

「イ 同上」

ロ 報酬月額について、法第四十三条第八項及び令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生
その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

〔2 同上〕

附 則

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔令附則第三十五条の三第一号の主務省令で定める者〕

第四十四条 令附則第三十五条の三第一号の主務省令で定める者は、第百七十九条第一項第五号、第百七十九条の二第一項第四号、第百七十九条の三第一項第四号又は第百七十九条の四第一項第四号に掲げる者とする。

〔令附則第三十五条の四第一項の申出〕

第四十五条 令附則第三十五条の四第一項の申出は、同項に規定する申出基準日を記載した申出書（特定組合（同項に規定する特定組合をいう。附則第四十七条及び第四十八条において同じ。）に提出することによって行うものとする。

〔令附則第三十五条の四第五項の申出〕

第四十六条 令附則第三十五条の四第五項の申出は、当該特定地方独立行政法人が当該申出を行う時点において地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）附則第三条第四項の申出をすることができるときは、当該申出と同時にしなければならない。

〔一定期間経過後の負担金調整額の変更が生じうる申出等に関する届出〕

第四十七条 令附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けている又は受けていた特定地方独立行政法人は、これらの規定の適用を受けている又は受けていた期間における第百六十四条の三及び第百六十四条の六の申出並びに第九十三条の届出その他負担金調整額（令附則第三十五条の四第一項に規定する負担金調整額をいう。以下この条において同じ。）の変更が生じうる申出又は届出（以下この条において「申出等」という。）について、申出等を要する事由が発生した日から一定期間を経過した後に出出等を行うことで、既に徴収を行うことを要しなかつたものとみなされた負担金調整額に変更が生じる場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を特定組合に提出しなければならない。

一 申出等の種別

二 申出等に係る組合員の氏名及び組合員等記号・番号

三 申出等を要する事由が発生した日

〔組合員資格の同月得喪に係る届出〕

第四十八条 令附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けている又は受けていた特定地方独立行政法人は、同項の規定の適用を受けている又は受けていた期間において、当該特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員（令附則第三十五条の三に規定する短時間組合員をいう。）が、組合員の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、当該組合員の氏名及び組合員等記号・番号を記載した届出書を特定組合に提出しなければならない。

第四十九条 附則第四十条及び第四十一条並びに附則第四十四条から前条までの規定は、令附則第五条及び第三十五条の六において令附則第四条並びに第三十五条の四、第三十五条の五及び附則別表の規定を準用する場合について準用する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

別紙様式第7号

決算附属明細表及び財務諸表附属明細表目次

[略]		[略]			
未収金、売掛金、前渡金、 <u>機構委託金</u> 、		[略]			
立替金、仮払金、未収収益、 <u>未払金</u> 、買					
掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、					
預り金、未払費用明細表					
[略]		[略]			
[第7号の1～第7号の6 略]					
第7号の7					
未収金、売掛金、前渡金、 <u>機構委託金</u> 、立替金、仮払金、未収収益、 <u>未払金</u> 、買掛金、前受金、 <u>受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用明細表</u>					

[略]

備考

- 1 未収金、売掛金、前渡金、機構委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用に区分し、別表に記載すること。
- [2・3 略]
- [第7号の8～第7号の16 略]
- 別表第1号表
第1号表の1

短期経理
資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借		方		貸		方	
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	小項目
流動資産	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	<u>機構委託金</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和八年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 第二条 この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この命令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙様式第7号

決算附属明細表及び財務諸表附属明細表目次

[同左]		[同左]			
未収金、売掛金、前渡金、 <u>支払基金委託金</u> 、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、 <u>受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用明細表</u>		[同左]			
[同左]		[同左]			
[第7号の1～第7号の6 同左]					
第7号の7					
未収金、売掛金、前渡金、 <u>支払基金委託金</u> 、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、 <u>受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用明細表</u>					

[同左]

備考

- 1 未収金、売掛金、前渡金、支払基金委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用に区分し、別表に記載すること。
- [2・3 同左]
- [第7号の8～第7号の16 同左]
- 別表第1号表
第1号表の1

短期経理
資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借		方		貸		方	
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	小項目
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	<u>支払基金委託金</u>	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]